

奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十号

奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県行政財産使用料条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表の「第二百一十一号中「三次元表面形状測定機」を「三次元形状評価装置」に、「二千九百八十円」を「五千八百十円」に改め、同表の「第九十一号を同表の「第九十三号とし、同表の「第九十号の次に次の二号を加える。

- | | | | |
|-----|--------------------|---|---------|
| 191 | LC/M S高速アミノ酸分析システム | 〃 | 八千六百七十円 |
| 192 | マイクロプレートリーダー | 〃 | 千七百三十円 |

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。